#### 建築物衛生管理に関する検討会開催要綱

#### 1 趣旨・目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成 15 年4 月に改正して以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関する ICT 技術が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が策定されている。

これらの状況を踏まえ、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行う。

#### 2 検討事項

- (1)特定建築物の要件について
- (2)建築物環境衛生管理基準について
- (3)その他適切な建築物衛生管理に必要な事項について

#### 3 構成等

- (1)本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2)座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4)本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者の出席を求めることができる。

#### 4 運営

- (1)本検討会は生活衛生・食品安全審議官が開催する。
- (2)本検討会は原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日 HP において公開する。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3)本検討会の庶務は医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4)この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

# 建築物衛生管理に関する検討会 委員名簿 (令和3年1月29日 五十音順 敬称略)

○:座長

秋葉 道宏 国立保健医療科学院生活環境研究部 部長

鎌田 元康 (公財)日本建築衛生管理教育センター 理事長

○ 倉 渕 隆 東京理科大学工学部建築学科 教授

坂下一則東京都健康安全研究センター広域監視部

建築物監視指導課統括課長代理

髙田 礼子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室 教授

谷川 力 (公社)日本ペストコントロール協会 理事・技術委員長

中野 信博 (公社)全国ビルメンテナンス協会 副会長

西村 勝彦 (公社)全国建築物飲料水管理協会 副会長

林 基 哉 北海道大学工学研究院建築都市部門空間デザイン

教授

### 参照条文

- ●建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号) (定義)
- 第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

#### (建築物環境衛生管理基準)

- 第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。
- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について 定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

#### (特定建築物についての届出)

- 第五条 特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。)に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。
- 3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は

当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

#### (建築物環境衛生管理技術者の選任)

- 第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行な われるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境 衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しな ければならない。
- 2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理 基準に従って行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築 物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有する ものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する 者は、その意見を尊重しなければならない。
- ●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和 45 年政令第 304 号) (特定建築物)
- 第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「法」という。)第二条 第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築 基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号に規定する 床面積の合計をいう。以下同じ。)が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校 教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又は就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十 七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第三号において「第一条 学校等」という。)の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上の ものとする。
  - 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
  - 二 店舗又は事務所
  - 三 第一条学校等以外の学校(研修所を含む。)
  - 四 旅館

#### (建築物環境衛生管理基準)

- 第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。
    - イ 空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。以下この号において同じ。)をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。)を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給を

すること。

, , , , ,	
一 浮遊粉じんの量	空気一立方メートルにつき○・一五ミリグラム以下
二 一酸化炭素の含	百万分の十(厚生労働省令で定める特別の事情があ
有率	る建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値) 以
	下
三 二酸化炭素の含	百万分の千以下
有率	
四 温度	一 十七度以上二十八度以下
	二 居室における温度を外気の温度より低くする場
	合は、その差を著しくしないこと。
五 相対湿度	四十パーセント以上七十パーセント以下
六 気流	○・五メートル毎秒以下
七 ホルムアルデヒ	空気一立方メートルにつき○・一ミリグラム以下
ドの量	

- ロ 機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる 設備をいう。)を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室 におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事 項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、そ の流量を調節して供給をすること。
- ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に 掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。
- ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。
- 二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。
  - イ 給水に関する設備(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第九項 に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。)を設けて人の飲用その他の厚生 労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めると ころにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。
  - ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。
  - ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。
- 三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物(ロにおいて「ねずみ等」 という。)の防除は、次に掲げるところによること。
  - イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。
  - ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに

駆除を行うこと。

- ●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号) (建築物環境衛生管理技術者の選任)
- 第五条 特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任 しなければならない。
- 2 前項の選任を行なうに当たつては、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。
- ○建築物環境衛生管理技術者の選任について(抄) (平成14年3月26日健発第0326015号厚生労働省健康局長通知)

以下に示す場合であって、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として職 務遂行に支障がない場合には、以下のように兼任を認めることができる。

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校以外の特定建築物の場合

統一的管理性が確保されている場合においては、3 棟までの兼任を認めることができる。

イ 学校教育法第1条に規定する学校の場合

同一敷地内又は近接する敷地内にある建築物で、統一的管理性が確保されている場合においては、兼任を認めることができる。

なお、統一的管理性とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備、 給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統 一化が可能なものをいうものであること。

#### 【平成14年3月26日廃止】

○建築物環境衛生管理技術者の選任について(抄) (平成10年3月31日生衛発552号厚生省生活衛生局長通知)

法の趣旨により、複数の特定建築物のビル管理技術者の<u>兼任は原則として認めない</u>が、ビル管理技術者の確保が困難であり、かつ、以下に示す場合には例外的に兼任を

認めることがあること。

1)学校教育法第1条に規定する学校以外の特定建築物の場合

統一的管理性が確保されている場合には3棟までの兼任を認めることがある。

2)学校教育法第1条に規定する学校の場合

同一敷地内又は近接する敷地内にある建築物で、統一的管理性が確保されている場合においては兼任を認めることがある。

なお、特定建築物の用途、床面積、距離等については、統一的数値を兼任基準として定めることが不可能であるので、各自治体において、兼任対象の複数の特定建築物が適切に維持管理されることが可能であることを実態に応じて判断するものとする。

統一的管理性とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものであることをいう。

○建築物環境衛生管理技術者の選任に関する事例について (平成10年3月31日事務連絡厚生省生活衛生局企画課)

建築物環境衛生管理技術者の選任については、平成 10 年 3 月 31 日生衛発第 552 号生活衛生局長通知(以下「局長通知」という。)をもって指示されたところであるが、その運用にあたって参考とすべき事例を下記のとおり示すので、貴管下関係行政機関及び関係者に対する指導に遺憾なきを期されたい。

記

複数の特定建築物のビル管理技術者の兼任は原則として認めないが、ビル管理技術者の人数の不足その他のやむをえない理由によってビル管理技術者を確保することが困難である場合には、以下のような事例において兼任を認めることができる。

1 県が所有する近接する 2 棟又は 3 棟の建築物 (庁舎及び議事堂) で、維持管理 権原者が同一であり構造設備に一体性があるもの

用途:事務所及び集会場

床面積:2棟又は3棟の合計が1人のビル管理技術者で監督できる範囲

距離:近接

統一的管理性:維持管理権原者が同じ

構造設備に一体性

#### <解説>

用途、床面積、距離については局長通知において実態に応じて判断されることとされている。

本件においては、用途については事務所と集会場という別のものではある

が、庁舎と議事堂という密接な関連を有するものであり、床面積については 1人のビル管理技術者で監督できる程度であり、距離については近接してい る。

また、維持管理権原者が同一で、構造設備に一体性があるため、管理方法の統一化が可能であると判断されるので、兼任を認めることができるものと判断される。

2 自動車により1時間以内で移動可能な2棟又は3棟のスーパーマーケットのチェーン店で、維持管理権原者が同一なもの

用途:店舗

床面積:2棟又は3棟の合計が1人のビル管理技術者で監督できる範囲

距離:自動車により1時間以内に移動可能

統一的管理性:維持管理権原者が同じ

構造設備が類似

#### <解説>

本件においては、用途については店舗という同一のものであり、床面積については1人のビル管理技術者で監督できる程度であり、距離については自動車により1時間以内に移動可能なものである。

また、維持管理権原者が同一で、チェーン店ということで構造設備に類似性があるため、管理方法の統一化が可能であると判断されるので、兼任を認めることができるものと判断される。

なお、距離については、ビル管理技術者の日常の維持管理業務に支障がない範囲として個別に判断されるものであるが、今回は例示的に  $20 \, \mathrm{k} \, \mathrm{m}$ 以内で 1 時間以内というものを示した。

3 同一観光地域内の 2 棟又は 3 棟 (床面積合計 10000 m<sup>2</sup>程度) の旅館で、維持管理権原者が同一であり、給水設備等が類似して管理方法の統一化が可能なもの

用途:旅館

床面積: 2棟又は3棟(床面積合計が10000m<sup>2</sup>程度)

距離:同一観光地域内

統一的管理性:維持管理権原者が同じ

給水設備等が類似

#### <解説>

本件においては、用途については旅館という同一のものであり、床面積については床面積合計が  $10000 \,\mathrm{m}^2$ 程度であり、距離については同一観光地域内である。

また、維持管理権原者が同一で、給水設備等が類似しているため、管理方法の統一化が可能であると判断されるので、兼任を認めることができるもの

と判断される。

なお、兼任を認めることのできる床面積合計については、構造設備の特性に大きく左右されるものであるが、今回は例示的に 10000 m<sup>2</sup> 程度というものを示した。

4 同一敷地内(同一キャンパス内)の5棟(床面積合計 50000m²程度)の大学校舎で、維持管理権原者が同一であり、個別空調、直結式水道等により維持管理方法の簡略化、統一化が可能なもの

用途:学校

床面積:5棟(床面積合計50000m²程度)

距離:同一敷地内(同一キャンパス内)

統一的管理性:維持管理権原者が同じ

個別空調、直結式水道等

#### <解説>

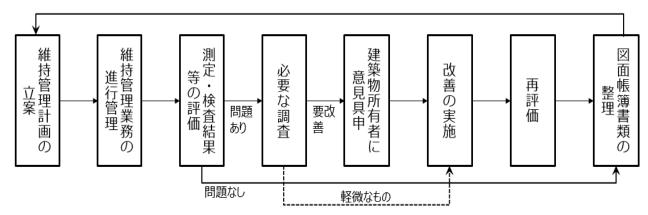
本件においては、用途については学校という同一のものであり、床面積については床面積合計が 50000 m<sup>2</sup>程度であり、距離については同一敷地内(同一キャンパス内)である。

また、維持管理権原者が同一で、個別空調、直結式水道等により管理方法の簡略化、統一化が可能であると判断されるので、5棟の兼任を認めることができるものと判断される。

なお、兼任を認めることのできる床面積合計については、構造設備の特性に大きく左右されるものであるが、今回は例示的に 50000 m<sup>2</sup> 程度というものを示した。

## 空気調和設備メーカー等ヒアリング項目

- 問1 御社の ICT 技術は、建築物衛生法に基づく管理項目である①空気環境の調整、②給水、③排水、④清掃、⑤ねずみ等の防除のうち、どのカテゴリに該当しますか。
- 問2 御社の ICT 技術により、建築物環境衛生管理技術者の業務をどのような観点でサポートできますか。
  - ※以下の建築物環境衛生管理技術者の業務フローにおいて、どの点をサポートすることが可能なのかを明記してください。



- 問3 2の効果により、以下に示す建築物環境衛生管理技術者の兼任要件のうち、どの項目で緩和することが可能だとお考えでしょうか。そうお考えになる理由も含めて記載をお願いします。
  - ① 兼任が認められるのは建築物環境衛生管理技術者1人につき、特定建築物は3棟まで
  - ② 建築物の維持管理権限者が同一であること
  - ③ 空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式である
  - ④ 兼任する特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の 延べ面積
- 問4 御社の技術を活用することにより、建築物内の環境衛生の向上にどのような効果があるのかを記載してください。
- 問5 御社のICT技術を特定建築物に導入する際、又は運用する際に、考慮すべき事項はあるでしょうか。(例:新築ビルでなければ導入が難しい、自動測定機器の較正が困難など)

事 務 連 絡 令和3年2月1日

各 保健所設置市 衛生主管部局 御中特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物環境衛生管理技術者の兼任の状況の調査について(依頼)

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

建築物環境衛生管理技術者(以下「管理技術者」という。)の選任については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第2号)第5条第2号において、一の特定建築物の管理技術者は、同時に他の特定建築物の管理技術者になってはならないとしているものの、職務遂行にあたって特に支障がない場合は兼任が認められることとなっており、具体的には「建築物環境衛生管理技術者の選任について」(平成 14 年 3 月 26 日健発第 0326015 号 厚生労働省健康局長通知)において、「統一的管理が確保されている場合においては、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校(以下「一条校」という。)以外の場合は3棟までの兼任が、一条校の場合は、同一敷地内又は近接する敷地内にある建築物については兼任を認めることができる、としているところです。

今般、規制改革ホットラインに「ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきである。」との要望が提出されたことを受け、厚生労働省では「建築物衛生管理に関する検討会」において、管理技術者の兼任要件等について検討を進めることといたしました。

つきましては、本検討に資するため、別紙のとおり調査票を作成いたしましたので、 令和3年2月8日(月)までに担当者まで御回答いただきますよう、御協力をよろし くお願いいたします。

# 建築物環境衛生管理技術者兼任状況調査

自治体名	
Q1:建築物環境衛生管理技術者の兼任を認めていますか。	
Q2:Q1で「はい」とした場合、兼任を認めている特定建築物は最大何棟までですか。(学校教育法第1条に規定する学校は除いて回答してください。)	
Q3:建築物衛生法施行規則及び通知では兼任を認めるにあたって以下の条件を示していますが、条例・要綱等で具体的な解釈を定めていますか?(例えば「相互の距離が〇km以内」、「特定用途に供される部分の延べ面積が〇㎡以内」など)・相互の距離・特定建築物の用途・構造設備の類似性・特定用途に供される部分の延べ面積・特定建築物維持管理権原者の同一性・(学校以外の特定建築物について)兼任できる上限は3棟までに限定・(学校について)同一敷地内または近接する敷地内にある特定建築物に限定	
Q4:Q3で「はい」とした場合、具体的な内容を記載してください。	
Q5: 建築物環境衛生管理技術者が複数兼任している特定建築物において、公衆衛生上の問題が生じた事案はありますか。	
Q6:Q5で「ある」とした場合、具体的な内容を記載してください。	
Q7:(技術的助言であるという前提のもとに、)厚生労働省において兼任の要件を、現在の基準よりも、さらに具体的に示す必要があるとお考えでしょうか。	
Q8:その他、建築物環境衛生管理技術者の兼任について御意見があれば記入してください。	